

志賀直哉『范の犯罪』を読む

——須藤松雄・重松泰雄両氏の御論に触れて——

中嶋  
昭

『范の犯罪』は、大正二年一〇月「白樺」に発表された、志賀直哉三〇歳の作品である。

志賀直哉の文学活動は、おおよけには明治四三年『網走にて』に始まる。以来、作品を主として同人誌『白樺』に発表してきたが、大正三年四月『兎を盗む話』を発表してから、大正六年五月『城の崎にて』を発表するまでの約三年間、休止期に入る。休止期に入るまでを志賀文学における初期とすれば、この初期の最後の作品『兎を盗む話』の直前に書かれた作品が『范の犯罪』である。『范の犯罪』は、初期の悼尾を飾る作品といつてもよい作品である。大石修平氏は、「この作家の初期、あるいは青春期の最後の作品であり、その時期のロマンチズムと観念性と論理性とにおける最高度の作品」と評している<sup>(1)</sup>。

この作品は、発表直後から注目され、広津和郎、小林秀雄、井上良雄らによって取り上げられ、高い評価を得ている。以後も、志賀直哉論にしばしば取り上げられてきたが、『范の犯罪』のみを対象として論じたものは少ない。『范の犯罪』に重点をおいた論は、本多秋五氏<sup>(3)</sup>、須藤松雄氏<sup>(4)</sup>、紅野敏郎氏<sup>(5)</sup>、重松康雄氏<sup>(6)</sup>、宮越勉氏の論がある程度である。そのうち重松康雄氏の『『范の犯罪』解説』は、須藤松雄氏の、「自我貫徹の生」が「衰退直前に書かれた」「生の高揚」した作品という「従来のほぼ公約数的な」論に、疑義を提出したもので、「作品の新しい読み」<sup>(8)</sup>、「意欲的で、独創的な論考」<sup>(9)</sup>として注目されている論である。

私も、重松泰雄氏が指摘しているように、須藤氏の「自我貫徹の生」の「高揚」した作品という評価には疑問がある。だが、重松氏の読み、特に作品の結末の「無罪」判決の読みには疑問がある。須藤氏・重松氏をはじめとする、先学諸氏の研究に助力を仰ぎながら、『范の犯罪』の私なりの読みを提示するのが本論の目的である。ご批判、ご教示をお願いする次第である。

- (1) 大石修平「殺されたる范の妻」(『日本文学』昭和三五年五月)。
  - (2) 広津和郎「志賀直哉論」(『新潮』大正八年四月)。小林秀雄「志賀直哉 世の若く新しい人々へ」(『思想』昭和四年二月)。井上良雄「芥川龍之介と志賀直哉」(『磁場』昭和七年四月)。
  - (3) 本多秋五「志賀直哉における自覚の問題」(『文学』昭和四五年一月)、『志賀直哉(上)』(岩波書店、一九九〇年一月)。
  - (4) 須藤松雄「近代文学鑑賞講座10・志賀直哉」(角川書店 昭和四二年三月)、『志賀直哉の文学』(南雲堂桜楓社、昭和三八年五月、ただし増訂新版「桜楓社、昭和五年六月」による)。
  - (5) 紅野敏郎「鑑賞日本文学7・志賀直哉」(角川書店、昭和五六年五月)。
  - (6) 重松泰雄「『范の犯罪』解説」(『近代文学論集』昭和五六年二月)。ただし、池内輝雄編『日本文学研究資料新集』(『志賀直哉』有精堂、一九九二年五月所収による)。
  - (7) 宮越 勉「志賀直哉」(武蔵野書房、一九九一年四月)。
  - (8) 池内輝雄「解説」(『日本文学研究資料新集』『志賀直哉』有精堂、一九九二年五月)。
  - (9) 町田 栄「解説」(『日本文学研究大成』『志賀直哉』国書刊行会、平成四年一〇月)。
- なお、志賀直哉の作品等の引用は岩波書店刊行の『志賀直哉全集』(昭和四八年、昭和四九年)による。

## (一)

最初に、志賀の自作解説、「日記」によりながら、作品が生まれるまでの経緯と、成立した作品との関わりとをあわせ見せておきたい。

『范の犯罪』については、後年「創作余談」(『改造』昭和三年七月)で、志賀直哉は次のように解説している。支那人の奇術で、此小説に書いたやうなものがあるが、あれで若し一人が一人を殺した場合、過失か故意

か分からなくなるだらうと考へたのが想ひつきの一つ。所がそんな事を考へて間もなく、私の近い従弟で、あの小説にあるやうな夫婦関係から自殺して了つた男があつた。私は少し憤慨した心持でどうしても二人が両立しない場合には自分が死ぬより女を殺す方がましだつたといふやうな事を考へた。気持の上で負けて自分を殺して了つた善良な性質の従弟が齒がゆかつた。そしてそれに支那人の奇術をつけて書いたのが「范の犯罪」である。(資料1)

「支那人の奇術」を材料とした殺人事件を書こうとしていたのだが、ちょうどその時に従弟の自殺事件が起こり、従弟の事件に「支那人の奇術をつけて書いた」のが『范の犯罪』だといふのである。

「日記」を見ると、初案は「支那人の奇術」とは関係がなかつた。大正二年八月四日の「日記」には、

○〇氏の葬式ある筈、俥で行く途その列に会ふ。少しいつた所でお春叔母に会ふ。直ぐ順天堂へ行つてそのかへり北山吹町の佐本の祖母訪問、此所で〇〇の死は鉄砲の自殺といふ話をきく。妻の心持の惨酷さが懐い感じがした。妾といふ十六の女も見た。心の苦悶には縁ない女だつた。(資料2)

とある。この直後の八月七日の日記に「晩、『従弟の死』を書きかけてみる」とあり、従弟の自殺問題を作品化し始める。重松泰雄氏は、「初案が実現しておれば、それはたぶんリアルにへ従弟の死」を語る作品か、またはその死について、自らの考えや『憤慨』を吐露した私小説風の作品になつていただろう」と推定されている。<sup>(4)</sup>

従弟の自殺については、志賀直哉の談話を記録した『范の犯罪』に就いて「〔現代〕昭和一〇年三月」が詳しい。そこでは、従弟のおかれた状況を次のように記している。

自殺した従弟をAとすれば、Aに学校時代同級でお互に一番一番を争ひ合つたBといふ親友があつた。そのBが自分の従妹と関係し子供の出来てゐることを知らずに、従妹を自分の友のAにすすめて二人を結婚

させた。ところが、結婚してから相当時が経つて披露があつた。妙な時にあるとその時も感じ、あとで思ひ合はずと一層ハツキリしたことだが、結婚すると直ぐつはりがきたのだ。子供もむろん早く生まれた。(略)

自殺する時も、二階で鉄砲の音がしたので、その少し前に下におりてきた嫁の母親が、『どうしたのだらう』といふと、嫁はただ『自殺なさつたのでせう』と答へた。(資料3)

この(資料3)にみられる従弟のおかれた状況は、そのまま『范の犯罪』の范と妻との関係に生かされている。それは次の表現に見られる。

「お前は妻をこれまで少しも愛した事はないのか?」／「結婚した日から赤児を生む時までには心から私は妻を愛して居りました」／「どうして、それが不和になつたのだ」／「妻の生んだ赤児が私の兇でない事を知つたからです」／「お前はその相手を知つてゐるか?」／「想像してゐます。それは妻の従兄です」／「お前の知つて居る男か?」／「親しかつた友達です。其男が二人の結婚を云ひ出したのです。其男から私は勧められたのです」／「お前の所へ来る前の関係だらうな」／「勿論さうです。赤児は私の所へ来て八月目に生まれたのです」

(資料3)の従弟が自殺した鉄砲の音を聞いても、人ごとのように平然と「自殺なさつたのでせう」といったという嫁の態度、「日記」(資料2)の「妻の心持の惨酷さ」を、作品は次のように表現している。

「妻は私の生活が段々と壊されて行くのを残酷な眼つきで只見てゐました。私が自分を救はう——自分の本統の生活に入らうともがき苦しんでゐるのを、押し合ふやうな少しも隙を見せない心持で、しかも冷然と側から眺めてゐるのです」

そして、そのような夫婦関係でありながら、離婚もせずにはいた状況を、作品は「中ぶらりんな、うちくゝとした此生活が総て妻との関係から出て来るものだ」と表現する。つまり、作品の主人公范の、夫婦の不和の原

因、妻の態度、「うぢく」とした」生活、この作品の骨格ともいべき范夫婦の生活は、志賀独自の解釈、想像をまじえながらも、自殺した従弟の生活によって描かれていると考えられる。『范の犯罪』の原形である『従弟の死』は、以上の表現に残されていると推定される。

ところが、九月に入ると、作品名は『従弟の死』から『支那人の殺人』へ、さらに『范の犯罪』へと変化する。この段階で、「従弟の自殺」に「支那人の奇術をつけて」書き直したのであろう。九月一日日には「帰宅後『范の犯罪』を書きあげた。疲労しきつた」と作品を一応書き上げたことを日記に記す。重松泰雄氏の指摘する通り「タイトルの変更は、明らかに大幅な構想の変化を示唆<sup>（は）</sup>」している。この構想の変化はなぜ起こったのか。

第一に、虚構化する必要があったためと考えられる。従弟の自殺という事件を生に扱うことにはためらいがあり、虚構化を考えた。（資料2の「日記」で「○○氏」、資料3の「范の犯罪」に就いて）で「A」と、実名の記載を避けているところにも、従弟の扱い方に配慮が見られる。その時に『従弟の死』が「支那人の奇術」の話に結びついたり推定される。

身の回りの人物をモデルにした作品を書く場合、志賀自身それなりの配慮が必要と思っていた。明治四五年一月三日の日記に次のように書いている。

友達をモデルとして書けば不快な事が起る。然し今自分に問題として一番痛切な事は友達関係である。作する場合安値な悪意を示す事をつつしめば、自分がかまわなと思つてゐる。（略）然し友達に迷惑をかけるといふ事は快くない。忠実になれば多少は迷惑をかける事があるかも知れぬ。然しそれはその作を發表する場合の話である。自分には作物を推敲できる

自分の周辺の親しい人達をモデルにした小説の場合、その基本的な態度として、「友達に迷惑をかける」こ

とのないよう、作品を発表する際には、「推敲」し、「安値な悪意を示す事をつつしめば」友人をモデルにした小説を書いても構わぬという考えである。

ところが、折りも折り、『范の犯罪』を書く直前に、志賀自身をモデルにした小説で、志賀は非常に不愉快な思いをした。すなわち、里見弴は『君と私と』で、志賀をモデルとして書き、志賀は、それへの不満を『モデルの不服』という形で、大正二年七月発行の『白樺』に寄せた。この文章には草稿が二篇あって、「この問題を志賀直哉がいかにも重視し、周到に扱おうとしていたか」<sup>3</sup>が分かる。『君と私と』は大正二年三月から七月まで順調に連載されてきたのだが、八月号は休載、以後は原稿紛失で未完に終わっている。里見は原稿の紛失を「志賀直哉の仕組んだ計略」と見ていたようである。

このような出来事があった時だけに、身近な従弟の自殺を扱った小説の執筆に当たっては、直接的な表現方は避けなければならなかったであろう。ここに『従弟の死』執筆直前に構想していた、「支那人の奇術」に想到するのは自然である。そしてその結果、「若し一人が一人を殺した場合、過失か故意か分からなくなるだらう」というテーマが混入した。裁判官の尋問の中心点として『范の犯罪』に一貫して「過失か故意か」が問われることになる。

第二に、『従弟の死』を書き進め、次の段に至ったとき、作品のエネルギーによって自然に「過失か故意か分からなくなる」という問題が導かれ、「支那人の奇術」と結びついたと考えることもできる。

「早産だと助手の男は云つてゐたが……？」／「さう私が云つてきかしたからです」／「赤児は直ぐ死んだと云ふな？」／「死にました」／「何で死んだのだ」／「乳房で息を止められたのです」／「妻はそれを故意ではなかつたのか？」／「過ちからと自身は申して居りました」

以上の部分が『従弟の死』の段階で書かれていたとすれば、ここに「故意」「過ち」の問題が書き込まれているわけで、『従弟の死』執筆以前に考えていたテーマが浮上したと推定するのである。あるいは、『従弟の死』

から『支那人の殺人』、『范の犯罪』へと作品の虚構化をはかったとき、「過失か故意か分からなくなる」という問題が舞台に踊り出たとも考えられる。『范の犯罪』の冒頭部に、はやくも「それが故意の業か、過ちの出来事か、全く解らなくなつて了つた」と記されている。

いずれにしても、「過失か故意か分からなくなる」という問題は、志賀が執着していたテーマだったようである。水野岳氏に「初期志賀直哉とへ客観的証拠」という論文がある。初期志賀直哉の作品、『不幸なる恋の話』（明治44・9）、『襖』（明治44・10）、『憶ひ出した事』（明治45・2）、『クローディアスの日記』（大正元・9）、『范の犯罪』などの初期の作品を「客観的証拠」という面からとらえ直した論である。氏はいう。

志賀は後に作家として「客観的証拠」を求めて「故意」へ「過失」にこだわっていくようになったが、その萌芽は既に少青年期に見られ、キリスト教入信の一因にもなっていたという事実は、決して小さくない事柄を示唆している。

この水野岳氏の論によれば、志賀自身の「過失か故意か」という問題についての関心の深さ、その根深さが知れる。

これらのいくつかの要因が、「従弟の事件」に「支那人の奇術」が結びつき、それが「過失か故意か」という問題に自然に結びついたものと推定される。当初の、従弟の自殺事件に、「憤慨」し、「自分が死ぬより女を殺す方がましだったといふやうな事を考へ」、「善良な性質の従弟が齒がゆかつた」思いを書くことから、この段階で大きく方向転換したといえよう。

作品が完成したのは九月二四日である。五〇日近い日数をかけて、難渋しながら作品の完成にこぎつけたこととなる。その日の日記は次の通りである。

御祭りで稲荷を皆おがむ。(8) 自分はいつでもい、と思つて、カン主から榎を受取つた、その時急に腹が立



つた。自分は毛の先程の靈も稲荷などに感じてはあない、自家は小さな家、（おもちゃ）に形だけでも頭を下げるといふのが不意に腹立たしくなつた。然し大勢ゐた。自分は櫛を捨て、帰つて来れなかつた。部屋へ帰つて、からも不快でくくくならなかつた。

「范の犯罪」を後半を殆ど書いた。不快から来た興奮と、前晚三時間位しかねなかつた疲労が、それを助けて書き上げさせた。三秀社へ持つて行つた。

（資料4）

自分の意思に反する不本意な行為、周囲に妥協をしたことからくる不快の念が書かれ、それがバネになつて、『范の犯罪』の後半を殆ど書いたわけである。九月一四日に既に書き上げた作品の「後半を殆ど書く」というのは、全く新たに書き直したといつてもよい。それは前半部分に手を入れ、筋の通つた作品に修正する作業も含まれてははずだからである。とすれば、それまで書き続けてきた『従弟の死』、『支那人の殺人』、『范の犯罪』を母体にしながらも、志賀がこの日抱いた、不快の念を中心とした志賀の生活レベルの問題が大きく影を落とす作品となることが予想される。

私が右顧左顧、始終きよとくくと、欲する事も思ひ切つて欲し得ず、いやでくくくならないものをも思ひ切つて撥退けて了へない、中ぶらりんな、うちくくとした此生活

という范の陳述は、この九月二四日の志賀自身の姿を写したものではなかつたか。

このように見てくると、作品成立までに三つのモメントが存在したことになる。第一が従弟の死である。それは、前述したように、作品の主人公范の、夫婦の不和の原因、妻の態度、「うちくくとした生活」、この作品の骨格ともいべき范夫婦の生活に生きている。この点では、初案がそのまま、『范の犯罪』に流れ込んでいると見られる。「後半を殆ど書いた」という「日記」の記述通りである。第二に「支那人の奇術」と作品が結び付いたことである。ここで作品は虚構化され、「若し一人が一人を殺した場合、過失か故意か分からなく

なるだらう」というテーマがここに織り込まれる。このテーマが作品展開の軸となった。<sup>6)</sup> 裁判官の尋問は、この点を究明するものであった。問題は第三のモメントである。作品成立の日の「不快で——ならなかつた」体験については、今まで、「この不快のエネルギーが『范の犯罪』を完成にむかわせたのである。彼の立腹とこの作品の關係はきわめて興味深い」<sup>7)</sup>「興奮、疲労のうちに、真の生活への意欲、真の生活に入りえた歡喜を高唱する范の独白にあれだけの高い調子を与えることになった」といった指摘がされている程度である。私は、『范の犯罪』に深く関わり、ここに志賀直哉自身の像が作品に塗り込まれることになったと考える。この点については、以下論じていくことになろう。

(1) (3) ページ (280 ページ) 注 (6) と同じ。

(2) (1) と同じ。

(3) 平野 謙「志賀直哉と里見淳」(『志賀直哉全集』一二卷月報、昭和四九年一〇月)。

(4) 水野 岳「初期志賀直哉と『客觀的証拠』」(『日大・語文』、平成五年六月)。

(5) 明治四三年九月二四日の「日記」に「子育稲荷の祭りで親類出入職人等の集まる日なり」という記述がある。

(6) 須藤松雄氏は「知的関心が製作の動機の一部」になったとし、「父との不和——和解への志向を蔵する不和——が大正初年の、この作者の生活、文学の根源にあつて、『殺人の証拠が無い』ということをめぐる、かなり知的な興味が、めずらしくも創作の有力な動機になったのも、父との不和時代のくらい深層に根ざしていると考えられるほどである」(増訂新版『志賀直哉の文学』)としている。私は、たとえば水野岳氏の論にみるごとく、単に「知的関心」と片付けられないものがあると考ええる。このテーマが「製作の動機の一部」ではあつたにしろ、完成した作品では、「作品展開の軸」程度の役割を果たしているにすぎないと考える。この点については、以下の作品の読みを通じて明らかにしていきたい。

(7) 饗場孝男「志賀直哉論」(『文学界』文芸春秋社、昭和五〇年八月)。

(8) 須藤松雄『志賀直哉の文学』(南雲堂桜楓社、昭和三八年五月、ただし増訂新版「桜楓社、昭和五一年六月」による)。

## (三)

出来上がった作品はどのような性格のものであったか。

岩波版全集で一七ページの短篇小説である。作品は、事件の概要を記した部分と、裁判官の尋問・回答とから成る。単純、簡素な構成である。

范といふ若い支那人の奇術師が演芸中に出刃包丁程のナイフで其妻の頸動脈を切断したといふ不意な出来事が起つた。若い妻は其場で死んで了つた。范は直ぐ捕へられた。

と書き出され、以下事件の概要と裁判官の尋問・回答を記す。前者に費やした表現は岩波版全集で八行、後者に費やした表現は二三六行である。そのうち座長の尋問・回答に費やしたのは一三行、助手の尋問・回答に費やしたのは六二行で、残りの一六一行が范への尋問・回答に関わるものである。そして范への尋問・回答の一六一行の内、范の回答は一三行、裁判官の尋問は三七行、地の文一二行である。つまり、大部分は范の陳述が占めている。尋問は、事件が故意の業か、過ちの出来事かを明らかにすべく進められる。裁判官の問いが、范の生活の実態、内面を次第に明らかにする。裁判官はストーリーの推進役で、主役は范である。范の語る自身の生活、内面が、この作品の中心にある。

主人公范以外の登場人物は、名前も与えられてない。范の妻であり、座長であり、演芸の助手であり、裁判官である。演芸の行われた場所、裁判の行われた場所も、時間も、明らかではない。着衣、容貌についての描写もない。地の文では、わずかに「范といふ若い支那人の奇術師」「范は引きしまつた蒼い顔をした、賢さうな男だつた。一眼で烈しい神経衰弱にかかつてゐる事が裁判官に解つた」とあるだけである。登場人物の内面についての描写も、「裁判官は弱つた」「裁判官は和いだ顔つきをして只首肯いて見せた」「裁判官は何かしれ

ぬ興奮の自身に湧き上がるのを感じた」と地の文には三箇所あるだけで、一問一答する間の感情の動きは記されない。すべては尋問に対する回答の中に表現される。

裁判の雰囲気をも具体化することもない。一人の裁判官が取り調べを行い、判決を下すという体の簡略化された裁判である。こうした裁判は現実には行われていない。周知のように、近代的な裁判所は明治五年にはすでに発足している。明治三三年以降は裁判所構成法の体制のもとで裁判は行われている。たとえば、明治二四年五月一日に起こった大津事件の『裁判記』<sup>11)</sup>を見ても、犯人の取り調べは予審判事や検事があたり、証人、参考人の尋問には警察官があたっている。そして予審判事の決定書を踏まえ、「公判に付すべし」という段になつて裁判にかけている。裁判にしても、被告人の陳述、証拠調べ、調書の朗読、証人の証言、弁護人の弁論、検事側の陳述を経て、裁判長の判決の言い渡しという段取りを踏んでいる。作品に描かれるような裁判は実際には行われていない。作品は「全くの非現実的な裁判劇」<sup>2)</sup>である。

志賀直哉は、裁判についての知識、法律の知識を持っていなかったのか。あるいはまた、裁判で行われる手続きを初めから書き上げようとする考えはなかったのか。私は後者の考え方をとる。というのは、明治四二年の『剃刀』の草稿「殺人」には、予審の場面が書かれ、判事、検事が登場して、取り調べを行っている<sup>13)</sup>。また、作品で、座長の回答の中に過失致死に関わる発言が含まれているし、<sup>11)</sup>裁判官の尋問が過失か故意かを明らかにしようという観点で進められているところに、どちらかによって判決が変化するわけであつて、志賀直哉が、法的なことがらに無知であつたとはとてもいいえないからである。作品は、意図的に、一つの非現実的な舞台の上にしつらえられたのである。

このように、日常的な現実の、正確な、綿密な再現を、この作品は狙っていない。小道具はすべて省略され、舞台には、場面ごとに、ただ二人の人物が登場するだけの劇である。まるで能の舞台のようである。夾雑物を一切省いた、「志賀に似あわぬ抽象的要素の濃い作品」<sup>15)</sup>である。したがって、作品は、この現実世界の空間の

拘束を解き、作品世界の論理のみが意味を持つ。この観点から作品の意味を考えていく必要がある。以下、この観点に立つて作品を読んでいく。

范に対する尋問の第一は、事件の起こる前の范夫婦の関係についてである。妻が范の子でない赤ん坊を生んだことが発端になって、二人の間は急激に悪化した。范は「その赤児の死が総ての償ひのやうに思はれた」ので、「出来るだけ寛大にならなければならぬ」と思うが、寛大にはなれなかった。「赤児の死だけでは償ひきれない感情が残りました。離れて考へる時には割に寛大で居られるのです。所が、妻が眼の前に出て来る。何かする。そのからだを見てゐると、急に圧へきれない不快を感じるのです」と述べる。そして、

「自分が誤りのない行為をしようといふ事を考へるのです——然しその考はいつも結局何の解決もつては呉れません」

という。「出来るだけ寛大にならなければならぬ」「自分が誤りのない行為をしよう」と「理性」的に問題を処理しようとしても、「感情」が受けつけないから、「何の解決もつけては呉れ」ないのである。

范はこうした自分の生活を、

右顧左顧、始終きよとくと、欲する事も思ひ切つて欲し得ず、いやで——ならないものをも思ひ切つて撥退けて了へない、中ぶらりんな、うぢくとした此生活

と説明する。「中ぶらりんな」生活とは、「理性」的に生きることに、それを「感情」が許さないことからくる、葛藤状態を意味しよう。こういう生活をもたらす根源は「妻との関係」にあると范は考えている。とすれば、その関係を断つことよつて問題は解決するはずである。その関係の断ち方にそつて、裁判官は尋問する。最初に離婚、次に殺害、そして最後に妻からの逃亡——これらの裁判官からの質問に対して、范は答えていく。離婚の問題については、「私が弱かつたからです。妻は若し私から離婚されれば、生きてはゐないと申して

ゐたからです」と答え、妻が戻るべき実家はなく、嫁にもらい手もなく、働けないことを考えて、離婚に踏み切れなかったという判断を示す。范が積極的、非情な処置を取り得ぬことを、「弱かつた」という言葉で表現している。非情な処置を取ることを「理性」が阻んだといえる。

次の妻を殺害することについては次のように答える。

「其前に死ねばいいとよく思ひました」と答へた。

「それなら若し法律が許したらお前は妻を殺したかも知れないな？」

「私は法律を恐れてそんな事を思つてゐたではありません。私が只弱かつたからです。弱い癖に本統の生活に生きたいといふ欲望が強かつたからです」

「死ねばいい」と考えたのは、第一に「弱かつたから」という。「弱かつた」というのは、離婚する、殺害するといった「積極的な思ひ切つた」行動を取りえないことを意味しよう。第二の理由、「弱い癖に本統の生活に生きたいといふ欲望が強かつたから」は、本統の生活に生きるためには、どうも妻の存在が障害になつてゐるようだという思いによる。

しかも、「死ねばいい」という考え方は「そんなきたいやな考」であるともいう。「きたいやな考」という表現には、「感情」を出発点とした判断が示されている。他力本願を嫌つてゐるのである。

また、「死ねばいい」と考えたのは、「法律を恐れて」ではないともいう。ここには、法律という外側の規制によらない考えが示されている。范の考える「本統の生活」は、あくまでも、「感情」を出発点とし、自分の判断で問題を自分の手で処理する、内面の要求に忠実に生きるという考え方である。だから、

殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。牢屋へ入れられるかも知れない。しかも牢屋の生活は今の生活よりの位いいか知れはしない。其時は其時だ。其時に起ることは其時にどうにでも破つて了へばいいのだ。破つても、破つても、破り切れないかも知れない。然し死ぬまで破らうとすればそれが俺

の本統の生活といふものになるのだ。

と考えるわけである。「俺の本統の生活」が第一義的なものであり、そこには法律は念頭にない。たとえば法律に触れることはあつたとしても、その処罰は甘んじて受ける。そこに「俺の本統の生活」があるというのである。と考えるながらも、それをなし得ないところに、范のいう「弱さ」があるのだ。「理性」と「感情」の葛藤状態が、殺害するという行動をとらせないのである。「實際殺してやらうと思ふ事との間には未だ大きな堀が残つてゐた」のである。

そこで、最後の質問「何故、妻から逃げて了はうとは思はなかつたらう？」という裁判官の質問が出てくる。この問いに対して、「貴方は私の望む結果からいへば、それで同じ事だらうと仰有るのですか?」「私にとつては大変な相違です」と答える。「逃げる」ということは、問題を避けて、結果だけを求める姿勢である。それは、「離婚」という形を取らずに、実質的には離婚と同様の事態を生じさせることである。「離婚されれば、生きてはゐない」と妻はいつた。実際、それは生活の場を失い、自殺に追い込むことになるかもしれない。その意味では「死ねばいい」という次元の考えと同様の解決の方法である。「そんなきたないやな考」えであり、「遥かに残酷」な考え方である。「本統の生活」に生きることに反することなのである。

范はこうして妻との関係を断つことができず、「中ぶらりんな、うぢく」とした「生活」を続けていたというのである。これが、事件前の范の生活である。

ところで、妻の殺害を考えたことの陳述を終えた後、「起きてからは、二人は平常と変らなかつたか?」「二人は互に全く口をきかずにゐました」という質疑に続いて、「何故、妻から逃げて了はうとは思はなかつたらう?」という裁判官の問いが發せられている。この質問は、ここでせずとも、たとえば離婚について問うた後でもよかつたはずである。また、この質問につづく范の「——然しかういふ事を考へたといふ事と、實際殺し

てやらうと思ふ事との間には……」で始まる事件当日についての陳述は、明らかに、前の晩に妻の殺害を陳述した、それを受けているのであって、してみると、この箇所に入挿された、妻から逃げることについての質問は、自然の展開といえない側面を持っている。<sup>16</sup>この不自然さを犯してまでも、ここに、「何故、妻から逃げて了はうとは思はなかつたらう？」という質問を挟みこんだのは、作品の結末をにらんでの、一つの前提を用意する必要があつたためと考へる。

すなわち、「何故、妻から逃げて了はうとは思はなかつたらう？」という質問は、范の、それまでの陳述内容、范の「理性」と「感情」の葛藤の中にあつて、「中ぶらりんな、うぢく」とした「生活から逃れたい」としながらも、一つの決断も下せずにいる、しかしながら、なんとか「俺の本統の生活」に生きたいとする、切実な思い、そして范の考へる「本統の生活」についてのこれまでの陳述の、整合性を確認するための質問と解するのである。その質問に対する范の回答を聞いて、「裁判官は和いだ顔つきをして只首肯いて見せ」る。裁判官が范の陳述を、ゆるぎのないもの、一貫したものと認め、范のいう「本統の生活」の意味を理解したことを意味する。と同時に、裁判官が、出来事が過失によるか、それとも故意にしたことかを重要な問題としながらも、その一方で、范の生き方に深い関心を持ち、そのことを問題にしていたことを知る。その意味で、「裁判官は和いだ顔つきをして只首肯いて見せた」の一行の、この作品での比重は重い。のちの「無罪」判決につながる重要な一行なのである。(須藤松雄氏はこの一行を「范の真情を理解したのである。范の真実を絶対とする文学世界の抽象的裁判官である」と解している。)

第二の陳述は事件当日のことである。

范の陳述によれば、事件の前夜、妻の殺害を考へたが、事件当日には、「前晩のやうに殺さうといふ考はもう浮かべはしなかつた」し、舞台上に立つ段になつても「そんな事(註II妻にナイフを突き刺す恐れのあること)は



考へませんでした」という。二人が眼を見合わせる段になって、はじめて「此演芸を選んだ事の危険」を感じたのだが、その場合でも、「今日の上ずつた興奮と弱々しく鋭くなつた神経とを出来るだけ鎮めなければならぬ」と考えたのであつて、殺意はまったくないばかりか、誤つてナイフを突き刺すようなことのないよう努め、演芸が始まって「一本毎に私は（よかつた）といふ気がしました」と証言している。しかし、「妻が急に不思議な表情をし」、妻の「烈しい恐怖」が反射的に范の平静にならうとしている心を乱した。そして闇雲にナイフを投げる行動にはしらせた。だが、「闇闇を眼がけるやうに的もなく」投げたのであつて、頸を目がけてはいない。つまり、范の陳述通りならば、そこには殺意はなかつた。

### 第三は事件後の陳述である。

事故當時のことを語り終えた范は「たうとう殺したと思ひました」といった。范自身にとっては不利な陳述である。不利な陳述はなお続く。「これは過殺と見せかける事が出来る」「自分が何処までも過失だと我を張つて了へばそれ迄だ」「証拠不十分で無罪になる」という、法的に無罪になるために思案したことを隠すことなく率直に話す。現実には妻の死の前にして、「殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない」という、罰を恐れない、強い姿勢は崩れている。その後で、「何故、あれを自身故殺と思ふ」のか疑問になつたという。裁判官の「お前は自分で過殺と思へるやうになつたといふのか？」という問いに対して、「いいえ、さうは未だ思へません」と不利な回答をする。この段階で、范は「過殺と見せかける」ことに腐心した境地から抜け出してゐる。不利なことであれ、自分が思つたこと、考えたことをそのまま陳述する、自分に正直であれという姿勢に変わつてゐる。

只今の私にとつては無罪にならうといふのが総てです。

という。ここでいう「無罪」は裁判官が法に照らしていう「無罪」判決を意味するものではあるまい。むしろ、

范の今までの陳述からして、それ以上の意味を持つ。己の生き方、考え方においての、自分の行動に関する、自分が行う判決としての「無罪」をいったものであろう。「俺の本統の生活」という立場からは、「法律を恐れず」行動を律する范ではないし、「殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない」のだから。その考え方からは、「何方か全く分からなくなつた」と自身思っている通りを答えることが「自分に正直」なのである。「本統の生活」に生きることなのである。本多氏の言葉を借りれば、「本統の生活」とは、いいたいことを真直ぐにいい、やりたいことを臆せずに行つてのける、内面の要求に忠実な生活である。「本統の生活」を求めるところと『自分に正直であられる事』とは、一本の線によつて串刺しに貫かれている<sup>(8)</sup>のである。

范が陳述を終えたあと、裁判官は「獨言のやうに」「大体に於て嘘はなささうだ」という。一つはここに「無罪」とする根拠があらう。助手の陳述と范の陳述とは一致し、そこには矛盾がない。そればかりか、決して得にはならない心の醜い面を、率直に語る。ここに嘘はないと判断する根拠がある。しかし、この「大体に於て嘘はなささうだ」という判断には、范の、事件に関する陳述内容を指すばかりではない。范の陳述を支える、「本統の生活」に生きたいとする范自身の姿勢を、正直に、首尾一貫して語つたものとしての判断も含まれている。後者がこの場合、特に重要だ。(前に触れた「裁判官は和いだ顔つきをして只首肯いて見せた」という表現を想起されたい。)

こうした表現によつて、読者を「大体に於て嘘はなささうだ」という裁判官の言葉に自然に誘い込む。逆に、「大体に於て嘘はなささうだ」という裁判官の言葉は、范の陳述を真実を述べたものと読者に受け取らせる働きをもしている。

しかし、こうした范の陳述内容で、ただちに「無罪」の判決を下し得るか。

作品の末尾は次のように書かれる。

「大体に於て嘘はなささうだ」といつた。「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」  
「全くありません。私はこれまで妻に対してどんな烈しい憎みを感じた場合にもこれ程快活な心持で妻の死を話し得る自分を想像した事はありません。」

「もうよろしい。引き下つてよし」と裁判官が云つた。范は黙つて少し頭を下げると此室を出て行つた。裁判官は何かしれぬ興奮の自身に湧き上がるのを感じた。

彼は直ぐペンを取り上げた。そして其場で「無罪」と書いた。

「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」という質問はこれまでの范の陳述との整合性を確認するために、さらに尋ねたのである。この問いに対する范の回答が「全くありません」、「これ程快活な心持で」と答えたことが、裁判官の「無罪」という判決を導き出した重要な根拠になつたと考える。

たとえ、愛情を欠いた夫婦であつたとしても、妻の死という厳肅な出来事に際しては「妻の死を悲しむ」気持ちを持つのが人間としてのあるべき姿であろう。「全くありません」という回答は、一般的には、そうした人間的な、あるべき姿を否定するものであり、人でなしという思いを抱かせる、裁判官の心証を害する回答である。范はそれをあえてした。己の心のなかにあるものを率直に語つた。裁判官は、ここに范の偽らぬ姿を見た。「自分を欺いて、過失と我を張るよりは、何方か分らないといつても、自分に正直であられる事が遙に強い」という范の申し立てが、この回答にもはっきり示されていると思つたのである。「大体に於て嘘はなささうだ」という判断は、ここで「嘘はない」と修正されたといつてよい。

そしてまた、「これ程快活な心持で妻の死を話し得る自分」の状態こそ、范の望む「本統の生活」を示していることを示しているだろう。「快活な心持」は裁判官に陳述している「妻の死を話し」ている自分の気分である。「自分に正直であられ」たことから、それは来ている。この回答を得た裁判官は「何かしれぬ興奮の自身に湧き上」つた。范の回答に対する、「范の無上の歓喜」に対する、共感である。「本統の生活に生きたい」

とし、「自分に正直であられること」を最上の生き方とする、范の生き方に対する、共感である。「無罪」はここから導き出された。裁判官は、「本統の生活」に生きたいとする、その真摯さを問題にしたのである。

- (1) 尾佐竹猛『大津事件』（岩波書店、一九九一年四月）。  
 (2) (3) ページ(280ページ)注(6)と同じ。  
 (3) 『小説 殺人』(一六)には次のような表現がある。

一週間程して芳三郎の病気が全快した時に予審が開かれた。判事の問に対し彼の答へた大体はかうである。(略) 検事は切りに何か隠れた明りやうな動機があるに相違ないと主張した。(傍点——中嶋)  
 なお、『憶ひ出した事』(明治四五年二月『白樺』に発表)には次の表現がある。

- (4) 此事件では予審判事が二人共西とグルになつてゐたのである。(傍点——中嶋)  
 座長の証言に、「熟練の出来た者には、あれは左程六ヶしい芸ではありません。只、あれを演ずるにはいつも健全な、そして緊張した気分を持つて居なければならぬといふ事はあります」とある。この座長の言葉は演技を行う際の特別の慎重な態度の必要、注意義務のあることに触れている。業務上過失致死傷にかかわることである。しかし、作品では、この点を問題化してはいない。

- (5) (3) ページ注(5)と同じ。  
 (6) この不自然さは九月二四日の日記の「後半を殆ど書いた」と記すところと関わりがあるように思われる。須藤松雄氏は「いいえ。然しいつになく後まで興奮してました」で始まる、范の事件前夜の妻を殺害しようと考えたことの陳述以後を書き換えたと推定されている。紅野敏郎氏は范の事件前夜の陳述の「其時は其時だ」以後とされる。私は、「いつもより、それが烈しかったのか」以後ではなかつたかと推定する。妻の殺害についての考えを聞いた後、その直後に妻からの逃亡についての尋問がされていたものを、「いつもより、それが烈しかったのか」という質問をはめ込むことによって、范の事件前夜の妻を殺害しようと考えたことの陳述をはめ込んだものと考えられるわけである。そして、「裁判官は和いだ顔つきをして只首肯いて見せた」という一行を組み込んだとき、作品は、最後の「無罪」判決を導きだし、九月二四日の日記に記す、志賀自身の不快を范に投影する作品化へと変化したものと見る。

- (7) 須藤松雄『志賀直哉研究』(明治書院、昭和五二年五月)。

(8) 本多秋五『志賀直哉上』（岩波書店、一九九〇年一月）。

(9) 須藤松雄氏は『志賀直哉研究』で、この部分を「本当の生活に入り、しかも無罪という無上の喜びが、妻の死を全然無視させ、この強烈な叫びのような言葉を范に吐かせている」（二〇一頁）と説いているが、「無罪という無上の喜びが、妻の死を全然無視させ」というのは誤りである。この段階で、范は「無罪」判決という事実には知らない。「范は黙つて少し頭を下げると此室を出て行つた」。その後、判決文を裁判官は書いている。むしろ問題は、范のいるときに判決の言い渡しをしていないことである。ここに志賀の意図が秘められている。范にとっては、判決がどのようなものであれ、「これ程快活な心持」でいたのである。范が前に「殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない」といった、その考えが行動の面に自然に現れているわけである。

(10) 重松氏は、無罪判決について、『范の犯罪』解説で次のように述べている。

その理由は今一つはつきりしない。范自身は、「無罪にならう」という目的のためには、「自分を欺くより」「自分に正直」でいる方が強いと述べているが、まさか正直であることだけが無罪の理由ではあるまい。要するに、結末における裁判官の「無罪」判決は、独立した作品として読む場合、このままでは明らかに説得力に欠けていると言わざるをえないのである。

と述べ、「いわば強引な押し切りし切りにしすぎず、外的な契機に頼つて、作品の『後半』を一気に書き上げ、決着をつけるための必然の所産であつたと言ふべきであらう」とされた。

私は、この重松氏の論は、「全くの非現実的な裁判劇」であることを認めていながらも、実際の裁判の判決という観点から導かれたものと判断している。重松氏は言う。

当時の旧刑法に言う「謀殺」ではないにしても、少なくとも「故殺」と受け取れる余地は皆無ではないだろう。しかし、若しそれを言うなら、逆に范の「体の疲労からくる……神経の鋭さ」や「眼まい」を例にとつて、一時的なへ心神耗弱やへ心神喪失を主張することもできなくはあるまい。（略）（念のため断つておくが、むろんわたしは、ここで実際の判例規準などを無視して物を言っている。この物語自体が、全くの非現実的な裁判劇であることは、すでにしばしば指摘されているとおりである。）

と論じ、「謀殺」の注として、わざわざ明治一三年公布の刑法第三編第一章第一節の二九二条と二九四条の条文を引用している。私は、この部分を、「謀殺」なのか、「故殺」なのか、それともへ心神耗弱やへ心神喪失を主張するこ

とができるのか、「全くの非現実的な裁判劇」だから、「実際の判例規準」を「無視して物を言っている」と読む。つまり、氏の主張は、「実際の判例規準」ではどうなのか分からぬが、少なくとも、無罪にはならないという前提から導かれたものである。私は、「全くの非現実的な裁判劇」という観点から、作品の論理のみによつて読んできている。

(四)

九月二四日の「日記」(資料4)に記される、自分の意思に反して稲荷を拝んだ出来事は「中ぶらりん」の状態にいる自分を見せつけた。その不快な念がエネルギーとなつて、作品が成つたといふことは、この出来事が大きな影を落としたものとなることを予想させる。と同時に、このことは主人公范に志賀自身の思想・心情を付与させたものになることを意味しよう。

第一に、人物の設定にそれを見る。前述したように、作品は、簡素な舞台で、描写を極度に削ぎ落とし、最少の人物が登場する。主人公范にしても、「若い支那人の奇術師」「引きしまつた蒼い顔をした、賢さうな男」「烈しい神経衰弱にかかつてゐる」人物としか説明されない。そうした描写を極度に削ぎ落とした中で、助手の陳述を通じて、范がキリスト教を信じ、バイブルや説教集を読む男としたことは無視できない。助手は范を「素行」の「正しい男」、「柔和で親切」「克己心も強く決して怒」らない男と説明するが、こうした人物が、キリスト教信者である必然性はない。それが「乱暴な自分の心をため直して了はう」としての入信であつたとしても。范をクリスチャンとした人物設定に志賀の意図を読み取る。すなわち、范に直哉自身のかつての姿を投影させるといふねらいである。

しかも、范の陳述には、范の精神的な苦闘の軌跡が物語られている。このように読み取るのは、范が裁判官の前に連れて来られた時、「烈しい神経衰弱にかかつてゐる事が裁判官に解つた」といふ表現による。この表

現に注目したのは、本多秋五氏である。氏は「この一句をかきえた作者の現実感覚は、ほとんど天才的といつていい」とし、「范は一途に思いつめた男である。……考え方があまりに一本道の、単線的で、大人の常識を疑わせる。こういう一途に思い詰めた男を生動させるためには、作者自身が思い詰めていなければならぬ。事実また作者も思い詰めているのである。それが読者を打つのである」と説く。私は、「この一句」に、妻との生活に疲れた、そして思いがけず妻を殺害し、その出来事の対処に苦悩した痕跡を読み取る。范の陳述は、こうした精神的な苦闘の軌跡——「中ぶらりんな」生活、その中であつて観念的に描いていた「本統の生活」、それが妻の死に直面してもろくも崩れ、法的に無罪を勝ち取るうとするが、そこから「本統の生活」の真正な意味を掴むに至る——を物語るものである。范の陳述は、「本統の生活」の真正な意味を掴んだあとの、その境地からの発言である。そして、このことは、志賀自身の精神的な苦闘の軌跡が物語られることを予想させる。

こうした観点から、志賀の「日記」、「未定稿」、「作品」などを資料として、『范の犯罪』を読んでみる。

最初に、主人公范の人物像に関わるものを取り上げる。

范は次のように陳述した。

- ・私は自身出来るだけ寛大にならなければならぬと思つておました
- ・赤児の死だけでは償ひきれない感情が残りました。離れて考へる時には割に寛大であられるのです。所が、妻が眼の前に出て来る。何かする。そのからだを見てゐると、急に圧へきれない不快を感じるのです

・自分が誤りのない行為をしようといふ事を考へるのです——然しその考はいつも結局何の解決もつけずには呉ません

「寛大にならなければならぬ」「誤りのない行為をしよう」とする范の思いは、キリスト教信者という人物設定を踏まえれば、キリスト教の教義に従おうとする意思の現れと読める。だが、それは「感情」が受けつけな<sup>い</sup>。「からだを見てみると、急に庄へきれない不快を感じる」始末である。須藤松雄氏は「からだ」と傍点を付けて強調している」ことについて、志賀の「肉体、感覚、感情などの重視」を見ている。この『范の犯罪』の「教義」対「感情」・「からだ」の構図は、キリスト教（姦淫罪）と性欲を主題とした作品『濁つた頭』（明治44・4、『白樺』）の次の表現の構図と重なる。

只々教会で教へられる事を其儘に信じて、何でも彼でも自分自身を、それへ嵌込んで行かうと努力したのです。然し性慾の事はやはりどうにも自由になりませんでした。

ここには、一つの教義に従おうと努力するが、生理的なものに阻まれる構図がある。

（資料5）

志賀直哉は明治三三年から四一年まで毎週教会に通い、聖書に親しんだ。『天津順吉』のなかに、「結局自分は伝導者になるやうな事になりさうだ」という表現がある。明治三七、八年の日記からは、本田氏が指摘しているように、「真摯なクリスチャン」の姿が読み取れる。しかし、いつしか、その教義と自分の行為との間で悩んだ。『濁つた頭』は、こうした志賀直哉のキリスト教体験を「虚構上の分身であるにしても、その人物を通しての、作者志賀におけるキリスト教の姦淫罪との苦闘の歴史、およびそこからの脱却の願い、など」を形象化した作品である。

『范の犯罪』の表現には、志賀が一時期苦悩した問題、「教義」と「生理」との葛藤が、形を変えて表現が与えられているのを見る。「自分が誤りのない行為をしよう」と思う、しかし、それは、「結局何の解決もつけては」呉れないのである。

キリスト教から離脱後の、明治四五年三月一三日の志賀の日記に、

「何々でなければならぬ」といふ考へは自分は嫌いである。かういふ意味で固定した宗教、道徳、主義。



主張。を自分は嫌いである。

とある。また、同年三月二十九日の日記では、

感情から生まれた思想か、左もなければ考察から生まれた思想がその人の感情となるまではそれは其人の思想ではない

と書いている。ここには、「感情」を、ものごとに対する時のあり方、見たり、考えたりする第一義的なものとする姿勢が表現されている。范は「何々でなければならぬ」という考えを嫌い、「感情」を第一義とする考えを明確に主張してはいないが、たとえば、「自分が誤りのない行為をしようといふ事を考へるのです——然しその考はいつも結局何の解決もつけては呉ません」という范の表現には、これらの考えが地下水のように流れているのを見る。

このように読んでくると、作品の最終場面で、范が「自分に正直であられる事」を「本統の生活」の中軸に据えたことは、「思想がその人の感情となる」立場から出たものである。「本統の生活」という漠とした、観念的なものが、「感情」を出発点として明確な形を取ったといえよう。

このように、范の人物像に志賀自身の思想・心情が色濃く反映している。

第二に、他者に対する姿勢である。

明治四五年三月一三日の「日記」に、

自分の自由を得る為めには他人をかへりみまい。而して自分の自由を得んが為めに他人の自由を尊重しやう。(略)二つが矛盾すれば、他人の自由を押しやうとしやう。(資料6)

と書いている。この考えは『范の犯罪』成立のきっかけになった、従弟の自殺直後の感想の「どうしても二人が両立しない場合には自分が死ぬより女を殺す方がましだったといふやうな事を考へた」(『創作余談』)に通ず

る。『范の犯罪』では、次のように表現する。

私は私が右顧左顧、始終きよとくと、欲する事も思ひ切つて欲し得ず、いやでととならないものを思ひ切つて撥退けて了へない、中ぶらりんな、うぢくとした此生活が総て妻との関係から出て来るものだといふ気がして来たのです。自分の未来にはもう何の光も見えない。自分にはそれを求める慾望は燃えてゐる。燃えてゐないまでも燃え立たうとしてゐる。それを燃えさせないものは妻との関係なのだ。しかもその火は全く消えもしない。ブスと醜く燼つてゐる。その不快と苦しみで自分は今中毒しようとしてゐるのだ。中毒しきつた時は自分はもう死んで了ふのだ。生きながら死人になるのだ。自分はさういふ所に立つてゐるのに尚それを忍ぼうといふ努力をしてゐるのだ。そして一方で死んでくれればいい、そんなきたないいやな考を繰返してゐるのだ。其位なら、何故殺して了はないのだ。殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。牢屋へ入れられるかも知れない。しかも牢屋の生活は今の生活よりどの位いいか知れはしない。其時は其時だ。其時に起ることは其時にどうにでも破つて了へばいいのだ。破つても、破つても、破り切れないかも知れない。然し死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ。

(資料7)

「不快と苦しみで」「生きながら死人」となるよりは、その「結果がどうならうと」相手を殺した方がよいというのである。志賀が抱いていた基本的な考え方、(資料6)にみられる考え方が范を通じて表現されているわけである。

この(資料7)で注意しておきたいのは、「中ぶらりんな、うぢくとした此生活が総て妻との関係から出て来るものだといふ気がして来たのです」の「気がして来たのです」という表現である。「中ぶらりんな、うぢうぢとした此生活」をもたらず根源的なものとして、「総て妻との関係」にあると初めて認識したことを意味している。それまでは漠然と原因は「総て妻との関係」にあるとは思っていたものの、この段に至るまでは

「自分が誤りのない行為をしよう」と自分に目を向け、「妻には離婚を要求する理由があっても、此方には要求する理由はない」「何処までも自分の我儘にして」いたのである。『濁つた頭』（資料5）の表現を借りれば、「何でも彼でも自分自身を、それへ嵌込んで行かうと努力」していたわけである。このように、范の陳述には、時の経緯に連れて変化する范の内面が語られている。

「大正元年九月二十一日頃から十月十九日頃までの約一月間の日記」の「事実をもとに執筆した私小説的な作品」で、「大正元年十一月すでに書き始められていた」と推定される「暗夜行路草稿13」<sup>51</sup>に、次のような表現がある。

ここへ考へが来た時に信行は自身又カツとして了つた。もうそれは殆ど想像ではなかつた。而して、本統に「殺しちまへ！」と思つた。其時には本統に彼は兇行者の心持ちを味はつてゐた。／「信行ッ」といふ叱るやうな声をした。彼はハツと空想から覚めた。此声は緊張しきつた荒々しい気分から戸板をかへしたやうに彼を平凡な弱々しい、子供らしい、善良な従順な心に呼びかへして了つた。彼は情けない気分になつた。一方で、「ア、よかつた」といふやうな気さえ混つた。彼は直ぐ真夜中のその声を不思議に思つた。それはたしかに父の声だつた。

「殺しちまへ！」と思つた相手は「元老」である。それは、「自分の父を知らぬ間にモデルにして」いた人物である。（資料7）の表現と、それに続く『范の犯罪』の次の表現（資料8）を合わせ読む時、引用した「暗夜行路草稿13」と重なつてこないか。

張りきつた気がゆるんで来るに従つて人を殺すといふやうな考の影が段々にぼやけてきたのです。私は悪夢におそはれた後のやうな淋しい心持になつて来ました。一方ではあれ程に思ひつめた気がト晩の間にかうも細々しくなつて了ふ自分の弱い心を悲しみもしたのです  
（資料8）

私は、「暗夜行路草稿13」の表現が、『范の犯罪』に生かされていると考える。そして、さらに踏み込んでいえば、それは、大正元年当時志賀の心の中に生起していたことの表現であつたと考える。

論の展開の筋から外れるが、この(資料7・8)は、重松氏が須藤氏への反論の根柢の一つとしていふところであり、しかも作品全般の理解に関わるので、ここで取り上げておきたい。

須藤松雄氏は『范の犯罪』について、<sup>(6)</sup>

自我を貫徹して父と衝突する。その自己を絶対的に肯定した自画像を描く。これが私小説「時任謙作」の、すくなくとも当初の製作意図であつたらしい。(略)自己絶対肯定の自画像の文学形成は挫折した。その代わり(?)というような形で生まれ出たのが『范の犯罪』である。(略)自我貫徹の生の勝利は、抽象的な人物、范の抽象的な法廷における凱歌として響き渡り、抽象的な裁判官を感動させる。

と要約、「自分の生の凱歌」の「高唱の核心」として(資料7)を挙げ、「真の生活への血路を開こうとする激越な、行動的な歌が、本作の主題と言ふべきものを高唱している」とした。また、「これだけ迫力の強い作品にしているのは、(略)何よりも自我貫徹の生が強くこれを支えていたからである」と指摘している。これに対して重松氏は、この(資料7・8)について、このように「妻への激しい殺意を抱いたにもかかわらず『一ト晩の間』にそれがすっかり『細々しくなつて了』い、当日は『殺さうといふ考へはもう浮かべはしなかつた』事實などをあげ、「どうしても二人が両立しない場合には自分が死ぬより女を殺す」という、須藤氏のいう「『范の犯罪』の主題といえるもの」の作品構想は「腰砕け」になつたと論じている。つまり、『范の犯罪』には「自我貫徹の凱歌」を描いた作品ではないというのである。私も、重松氏同様に考える。須藤氏は「妻が圧せられ、范が勝つた」というが、それは須藤氏もいうように「偶然に恵まれ」ただけのことである。

論を元に戻そう。(資料7)の「死んでくれればいい、そんなきたないやな考」という表現には、一〇代初

めに読んだ、泉鏡花の『化銀杏』から受けた、強烈な印象が反映している。『泉鏡花の憶ひ出』（昭和一四年九月）に次のように述べている。

十三四の頃『化銀杏』を読んだ。「殺すよりも死ねばいいと絶えず思つてゐることの方が遥かに残酷ではないか」と云ふ事があつて、それが妙に頭に残り、全体としても印象が強く、後までこれを覚えてゐたが……

『化銀杏』に触れた最初の表現は「死ねく」（大正三年一〇月一八日夜）にある。

廿年程前に鏡花が出した化銀杏といふ短篇小説にその事が書いてあつた。僕はそれを見た時からその小説中の文句にもある通り、殺さうと思ふより早く死ねくと思ふ心は惨忍だと思つてゐた。

一三、四の頃から三〇代、五〇代までも、「これを覚えてゐた」ことを見ても、泉鏡花の『化銀杏』は、志賀の心の奥深く印象づけた作品のようである。

宮越勉氏は、この「死ねく」を裏付けとして次のように論じている。

『范の犯罪』の底は意外に深いようだ。先に私は作中の「妻」を父直温に置換して読むことも可能だといつた。とすれば、この作品の底部に作者志賀の父殺しの想念が蠢いていたことになる。

この宮越勉氏の論に関連して、私は『和解』の次の表現を『范の犯罪』に重ねて読む誘惑に勝てない。

総ては麻布の家との関係の不徹底から来てゐると思つた。自分は腹立たしかつた。然しそれを徹底させるために祖母との関係をそれに殉死さす事は自分には出来なかつたのである。腹は立つが、不徹底は毎時其所から起つて来た。此事は自分の創作する上にも毎時邪魔をした。自分はこの五六年間父との不和を材料とした長篇を何遍計画したか知れない。然し毎時それは失敗に終つた。自分の根気の薄い事も一つの原因であつたにしろ、又それで父に私怨をはらすやうな事はしたくないといふことはる気も一つだつたにしろ、それよりも其作物の発表が生む実際の悲劇を考へると、自分の気分は必ず薄暗くなつて行つた。（略）

父がその青年を殺すか、その青年が父を殺すか、何方かを書かうと思つた。所が不意に自分にはその争闘の絶頂へ来て、急に二人が抱き合つて烈しく泣き出す場面が浮かんで来た。(資料9)

「麻布の家(父)」を范の妻とし、「創作する」を「本統の生活」に、「祖母との関係」を私のいう「理性」的な判断、「青年」を「范」と読み替えてみると、『和解』(資料9)に展開する世界は、『范の犯罪』の構図と重なる。このことは何を意味するのか。

引用した『和解』のこの場面は、「自分」の長女「慧子」が生後まもなく死んで、父がその棺を実家に運び込むことを拒んだだけでなく、家族に棺の置いてある赤坂に行くことをも禁じた出来事の後に書かれている。この事件は、志賀の実生活でいえば、大正五年七月から八月にかけての出来事である。いうまでもなく、『范の犯罪』を書き上げた後のことである。したがって、ここで取り上げるのは不適當である。しかし、「この五六年間父との不和を材料とした長篇を何遍計画したか」は、明治末からの「五六年間」を指す。この「五六年間」を考えれば、『和解』(資料9)に表現された「自分」の意識は、志賀の意識の中に継続してあったものと考えられる。『范の犯罪』を書いている時も、(資料9)に描かれているような状況下にあったと推測される。私は、『和解』(資料9)の構図と『范の犯罪』構図の重なり具合から、『范の犯罪』は、『和解』でいう「父との不和を材料とした長篇」の変形ではなかったのかという思いを拭い去ることはできない。須藤松雄氏は「自画像の文学形成は挫折した。その代わり(?)というような形で生まれ出たのが『范の犯罪』である」といわれる。私も同感である。『范の犯罪』は、自伝小説の、虚構化を通じての、圧縮した表現ではなかったのか。この問題は、なお精査を要するが、現段階での一つの仮説として、疑問符抜きで、『范の犯罪』は、自伝小説の、虚構化を通じての、圧縮した表現と考えておく。そして、さらにいうならば、「父がその青年を殺す」「青年が父を殺す」「二人が抱き合つて烈しく泣き出す」という選択肢の中にあつて、『范の犯罪』の場合は、殺意なしの殺人を描いたわけであつて、ここに一つの血路を見出だしたといえそうである。

第三に、范の「中ぶらりんな」生活についてである。

志賀自身も、「中ぶらりんな」生活であった。『和解』のことはでいえば、「総ては麻布の家との関係の不徹底から来てゐる」生活が「中ぶらりんな、うぢく」とした「生活なのである。しかし、「中ぶらりんな」は「麻布の家との関係」ばかりではなかつたようである。たとえば、片岡懋氏は、『范の犯罪』の構想、執筆時期に書かれた「未定稿131」（大正二年九月七日稿）、「船が重い」（大正二年九月九日稿）をもとに、「自分の仕事に自信を持ったと書きながら、なお揺れていた志賀<sup>9)</sup>」であつたことを明らかにしている。重松氏も、大正二年九月の日記、「船が重い」などから、「自己の才能への強い疑惑と絶望感」を読み取り、さらに、「未定稿140」を根拠に、それは単に文学的能力に関するものではなく、「根底的な思想上の動揺」であつたことを指摘している。そして、「自我貫徹の生」は「その崩壊を体験しつつあつた」とする。

「暗夜行路草稿6（資料）」という草稿がある。紅野敏郎氏は「小説の草稿というよりは当時の感想の一端を述べたもの」で、「大津順吉」執筆の明治四五年六月頃から大正二年正月頃の間にかかれたものと推定しているものである。<sup>10)</sup>この草稿は、「本統の生活」は「道徳から自由になることだと考えるが、自分の欲望のままに行動した後、伸び伸びした気分になれず、「不愉快な淋しい心持になる」と書き出されている。つづいて、自分ののは一つ／＼の行為を反省し批判し、冷汗を流し自己嫌悪に陥入る。自分は自分の行ひが一つ／＼で勝手に其場合／＼に出て来る。この位不安な事はない。それらがどうしても自ら統一することが出来ない。寧ろ病的な位である。行ひつつある自分とそれを見てゐる自分とが全く別々になる。自分が二つになる、（略）自分は何よりも自分を統一しなければならぬ、根本の一つのもの、握らねばならぬ。自分だけの世界といふものにそれがなるのだ。そこにあて、総てを見なければならぬ。それは固定した或る思想といふ意味ではない。何だか未だ解からない。

（資料10）

と書く。「欲望のまま」の行動と、それを批判し、漠としてはいるが別に「根本の一つのもの」があるとすると考えとの狭間で、「根本の一つのもの」、「自分だけの世界」を求めて、「中ぶらりんな」状態に苦しんでいる姿をここに書きつけている。

明治四五年三月七日の日記に次のように書いている。

人間は—少なくとも自分は自分にあるものを生涯か、つて掘り出せばいいのだ。自分にあるものを mine する。これである。

自己を容認し、肯定した、強い意思表示のように読める。しかし、「暗夜行路草稿6（資料）」（資料10）の表現と重ねてみれば、まさに「生涯か、つて掘り出」す過程にあつて、揺れ続け、探し当てられないでいる「自分」を求めている状態にあつての表現であることが判然とする。

『范の犯罪』に、この草稿（資料10）を重ねて読めば、主人公の范を通して、自己（行ひつつある自己）を、自己の中の「他者の目」、「他者」の質問（それを見てある自分）によって、自身を省察しようとした意識が見られる。逆にいえば、裁判官による尋問とその回答による作品の展開という形式は、志賀自身の自問自答を虚構によって表現したものと見え、内面における格闘を表現するに相応しい、必然的な形式だったといえる。

饗場孝男氏は次のように述べている。<sup>111</sup>

明治四十五年は、日記を見ると、志賀直哉にしては珍しく自己の生き方についての考えを日記にとどめている年である。（略）『范の犯罪』はこの翌年であるが、彼にとつては精神的に苦痛にみちた年であり、張りつめた精神状態にいたことは容易に推察できる。いいかえるならば、本当の生き方とは何かをもつとも切実に自問していた年であった。



おそらく『濁つた頭』の書かれた明治四十三年から『和解』の生れる大正六年に至る七年間は、彼の内部における二つの自我、二つの眞実、二つの「自由」を基底部においてつなく「意識」と「自然」との葛藤が常に緊張関係におかれ、そうしたぎりぎりの生の形から『暗夜行路』をのぞく彼の短篇小説の秀作があらわれた時期だと考えてよいであろう。

と概括している。卓見である。『范の犯罪』に即していえば、「理性」と「感情」との葛藤が常に范に緊張関係をもたらし、「そうしたぎりぎりの生」において、「本統の生活」を望み、偶然に妻の死を迎え、范は解放された。それは志賀直哉の「緊張関係」から解放への欲望を想像世界で実現し、実現の夢を描いたものだけといえる。

「未定稿145」に次のような表現がある。

自分は小説を作る為に生れて来たのではない。小説は手段である。(略)

自分は日常の生活を書かうと思ふ。

自分はそれによつて日常の生活を高める事が出来。副産物として製作物を得、而して自己を今の自己より上げたい。

これは大正五年五月一日に書かれたもので、『范の犯罪』執筆時期の創作の態度とすることには疑問が残るが、「日常の生活を書かう」という点はともかく、「小説」を「手段」として「自己を今の自己より上げ」るとする考えは、『范の犯罪』執筆時期にもあったのではないか。『范の犯罪』の創造を通して、新たな展望を得ようとした、『范の犯罪』はその成果ではなかったか。

このように読んでみると、『范の犯罪』は、「小説」を「手段」として、范に二〇代の志賀自身の姿、当時の

志賀自身を投影させ、自問自答しながら、新たな展望を開こうとした、「根本の一つのもの」を追究していった作品であるといえる。言い方を変えれば、それは、自伝小説の虚構化を通しての、圧縮した表現であると、私は考える。

- (1) (21) ページ (262 ページ) 注(8)と同じ。
- (2) 須藤松雄『近代文学鑑賞講座・志賀直哉』(角川書店、昭和四二年三月)。
- (3) (1) と同じ。
- (4) (3) ページ注(7)と同じ。
- (5) 高橋裕子『暗夜行路』前篇に関わる未定稿の相互関連について」(『大妻国文』一五号、昭和五九年三月)。
- (6) (10) ページ (273 ページ) 注(8)と同じ。
- (7) (21) ページ注(7)と同じ。
- (8) (4) と同じ。
- (9) 片岡懋「ひとつの志賀直哉論」(『解釈と鑑賞』至文堂、一九八七年一月)。
- (10) 『志賀直哉全集』第六卷、「後記」(岩波書店、昭和四八年八月)。
- (11) (10) ページ注(7)と同じ。

(五)

(34)

『范の犯罪』は、少なくとも表面的には私小説ではない。いわゆる「客観小説」である。現実にはありえない裁判が行われ、現実にはありえない「無罪」の判決を下す。空想的、夢の場面のような空間で作品世界は展開する。しかし、「虚構の作をなかなか成し得ない」。志賀自身が「作品内部に流入してしまう」<sup>(11)</sup>からである。というより、客観小説の衣装をまとった私小説を意図したといったほうがより適切かも知れない。

そうした空間で展開する劇は、実にリアリステックである。それは表現される一語一語が、緻密に、緊密に、論理的に組み立てられて、ゆるぎない一つの世界を構築しているからである。「きわめて簡潔に、しかも必要な部分は突っ込み、深く、丹念に、並々ならぬ目配りをもつて書かれた小説」<sup>2)</sup>である。

裁判官の尋問、それに対する范の回答で作品は展開する。不必要なものは一切省いて、尋問と回答のみがある。しかも、范の陳述が作品の主要部分を占める。それは、范の饒舌ともいえる、自己の思想、心情についての陳述を可能にした。妻の殺害の生々しいドラマを現出させながらも、淡々と裁判官と范の会話は進む。范は内心の秘密を、正直に、積極的に、選び抜かれた言葉で語る。裁判官は使命を忘れたかのように、いつしか范の凜然とした気迫に引き込まれ、范の「本統の生活」に生きたいとするその生き方、自分に正直に生きたいとするその真摯さに共感し、「無罪」の判決をくだす。

志賀は、この単純な形式に、自分を投影することができた。裁判官という第三者を立て、范という人物を創造することによって、自分を客観化する。范の思想、心情についての陳述を通して、志賀のこれまでの生き方、考え方を投影する。范の「中ぶらりんな」生活は、志賀自身の生活を反映し、「本当の生き方とは何か」「切実に自問していた」姿を映し出した。言い換えれば、「他者の眼を設定」して、志賀自身の生き方を問うものであった。「無罪」の判決は、「本統の生活」に生きたいとするその生き方、考え方についての志賀自身の、想像世界における、実現の夢であった。こうした意味で、「自我貫徹」というよりも、むしろ、自己省察のまさった小説<sup>3)</sup>である。私はこのように『范の犯罪』を読む。

「中ぶらりん」の生活にあつて揺れる、しかし新しい方向を模索する三〇代初めの志賀の精神のありかたがこの作品に映し出されている。志賀自身にこの作品をして、二〇代の精神的な生活、文学的な営為を総括する意図があつたかどうかは別として、私は、結果として、この作品にそれを認める。かつて本多秋五氏が『范の犯罪』をもつて初期を代表する作品として、『城の崎にて』<sup>4)</sup>への推移を見たのも、そうした意味から首肯でき

る。『范の犯罪』は、まさに初期の生活や文学的な営為を総括した、悼尾をかざるにふさわしい、初期を代表する作品であった。

- (1) (10ページ注(6)と同じ。
- (2) 本多秋五「志賀直哉における自覚の問題」(『文学』岩波書店、昭和四五年三月)。
- (3) 池内輝雄「大津順吉論」(『大妻国文』一号、昭和四五年三月、ただし『志賀直哉の領域』有精堂、平成二年八月によった)。
- (4) (2)と同じ。